

## ＜繰越申請に当たっての留意事項＞

### 目 次

---

I	繰越制度とは .....	2
II	令和3(2021)年度における変更点について.....	4
	1 科研費電子申請システム等における変更点について	
	(1) システム対応種目の拡大について	
	2 その他の変更点について	
	(1) 繰越申請の受付について	
III	申請手続について .....	5
	1 申請に必要な様式について	
	2 申請手続	
	3 提出期限等	
	4 問い合わせ・提出先	
	5 様式C-26記載事項チェックシート	
IV	(参考) 申請後の手続について .....	9

# I 繰越制度とは

## 【概要】

科学研究費補助金（以下、「補助金」という。）による研究のうち、**交付決定時には予想し得なかったやむを得ない事由**に基づき、年度内に補助事業が完了しない見込みとなったものについて、研究代表者が、補助事業の期間を延長するとともに、補助金の全部又は一部を翌年度に使用することを希望する場合に、日本学術振興会に申請し、文部科学大臣を通じて財務大臣へ繰越承認要求を行い、財務大臣の承認を得た上で、翌年度に当該経費を繰り越して使用できる制度です。

## 【対象研究種目】

本制度は、補助金を交付している以下の研究種目の研究課題が対象となります。

基金種目は本制度の対象外です。

- 特別推進研究
- 新学術領域研究（研究領域提案型）
- 学術変革領域研究（A・B）
- 基盤研究（S・A）
- 奨励研究
- 研究成果公開促進費
- 特別研究員奨励費
- 基盤研究（B）（平成27年度以降に採択された応募区分「特設分野研究」の研究課題を除く。）
- 若手研究（A）（平成29年度以前に採択された研究課題）

## 【対象経費】

繰越しの対象となる経費	交付申請書において確認できる研究計画であって <b>交付決定時には予想し得なかった要因によるやむを得ない事由</b> （以下の「繰越事由一覧」参照）により、当該計画部分に係る経費を繰り越す必要が生じた場合であり かつ、 <b>翌年度内に完了する見込みのあるもの</b>
繰越しの対象とならない経費	病気や怪我を除く、研究者の自己都合に起因するもの （多忙、事前の調整不足、所属研究機関の異動等） 研究終了後に余った研究費（余剰金）

## 【繰越事由一覧】

(詳細は、別添2「繰越申請書作成に当たっての参考資料集」を参照してください。)

- (⑦ア) 研究に際しての事前調査の困難  
想定外の事由により、事前調査の見直しなどが必要な場合。
- (⑦イ) 研究方式の決定の困難  
想定外の事由により、新たな研究方式を採用することが必要となった場合。
- (①エ、①キ) 計画に関する諸条件  
予期せぬ問題が発生し、解決するまで、研究の延期が必要となった場合。
- (⑥エ、⑥オ) 資材の入手難  
予期せぬ外的要因により、計画通りに研究用資材を入手できなくなった場合。
- (⑧) 相手国の事情  
研究に関係する相手国における想定外の事情により、当初計画を延期又は中断することが必要となった場合。
- (③ア、③イ、③ウ、③エ) 気象の関係  
豪雨や豪雪などの例年とは異なる気象条件により当初計画を延期又は中断することが必要となった場合。

注：記号は、「繰越しガイドブック《改訂版》」（平成27年7月財務省主計局司計課）を参照し、分類したもの。

## 【その他】

- 研究期間の初年度や最終年度でも、繰越事由に該当すれば、繰越しは可能です。  
令和3(2021)年度の補助事業の繰越しが承認された場合、翌年度において事業を実施することが認められることとなりますが、その実績報告書の提出期限については、延長される期間に関わらず令和5(2023)年5月末となります。なお、研究成果公開促進費(学術図書)の場合は令和5(2023)年2月末までに刊行してください。
- その他、科研費の繰越制度全般(送金までの流れ等)については、科研費ハンドブック(研究機関用 2021年度版)136頁～、科研費FAQ等を参照してください。
- 様式C-26は、日本学術振興会ホームページに掲載している記入例・作成上の注意のとおり  
に作成してください。

## Ⅱ 令和3(2021)年度における変更点について

---

### 1 科研費電子申請システム等における変更点について

※詳細については、「様式C-26記入例・作成上の注意」、「繰越申請書作成に当たっての参考資料集」(通知別添2)、「新型コロナウイルス感染症に伴う繰越申請について」(通知別添3)を参照してください。

#### (1) システム対応種目の拡大について

→これまでシステム非対応であった奨励研究、研究成果公開促進費について、今年度より科研費電子申請システムを利用した申請になります。システム対応となった種目の入力上の注意点に関する詳細は、別途公開する操作手引等を確認してください。

### 2 その他

#### (1) 繰越申請の受付について

→繰越申請について、第1回の申請締切を令和3年12月23日(木)としています。原則、繰越事由の発生した時期に応じた申請回にご申請ください。

## Ⅲ 申請手続について

繰越しを希望する場合は、本頁以下を参照の上、申請手続を行ってください。

### 1 申請に必要な様式について

繰越し申請に必要な様式は以下のとおりです。作成上の注意、記入例については、日本学術振興会ホームページよりダウンロードしてください。

※日本学術振興会ホームページ：<https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>

様式名称	作成者	提出方法
様式C-26	研究代表者	システム送信 (提出方法の詳細は「2 申請手続」を参照してください)

### 2 申請手続

繰越しに関する相談は「3 提出期限等」の「送信期間」中随時受け付けていますので、メールまたは電話にて「4 問い合わせ・提出先」まで問い合わせてください。

#### 【手続の詳細】

(1) 申請書類の作成	繰越し申請が可能かどうかを確認の上、システムにアクセスして様式C-26を作成してください。 ※様式C-26は、日本語で記入・作成してください。
(2) 申請書類データの送信	様式C-26の内容を様式B-2別紙2及び「5 様式C-26記載事項チェックリスト」で十分確認してください。 ご不明な点があれば、下記【参考資料】でご確認ください。  <申請書類データの送信> 様式C-26の内容を確認の上、「3 提出期限等」の送信期間中に、様式C-26をシステム上で日本学術振興会まで送信してください。  ※原則として、繰越し事由の発生した時期に応じて以下の申請回にご送信ください。 第1回：令和3年10月までに繰越し事由が発生した場合 第2回：令和3年11月～令和3年12月に繰越し事由が発生した場合 第3回：令和4年1月以降に繰越し事由が発生した場合

<p>(3) 申請書類の確定</p>	<p>(2) の送信後、日本学術振興会及び文部科学省にて申請内容の確認を行います。</p> <p><b>&lt;申請金額の最終確認&gt;</b>  <u>第3回までの全ての申請課題について第3回の申請期限以降に、申請金額について最終確認を行います。(メールでの照会) 内容に齟齬がないか確認し、修正の有無に関わらず確認結果をご返信いただくとともに金額修正がある場合には、別途送付する様式にてご回答ください。</u></p> <p>※申請金額の最終確認以前や最終確認回答後の金額修正は対応致しかねますので、ご注意ください。</p> <p><b>【注意事項】</b>  確定後も財務省承認までの審査過程で修正をお願いすることがあります。</p>
--------------------	---

**【参考資料】**

- 日本学術振興会科研費ホームページ----- <https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>
- システムのホームページ ----- <https://www-shinsei.jsps.go.jp/kaken/index.html>
- 様式C-26 記入例・作成上の注意----- 日本学術振興会科研費ホームページ参照
- 繰越制度の概要（研究者用）----- 通知別添 1
- <繰越申請書作成に当たっての参考資料集>----- 通知別添 2
- 新型コロナウイルス感染症に伴う繰越申請について----- 通知別添 3

### 3 提出期限等【提出先：日本学術振興会】

	送信期間（※1）
方法	システムにて送信
第1回期限 令和3年10月までに繰越事由が発生した場合	令和3(2021)年12月1日(水)～令和3(2021)年12月23日(木) (※2)
第2回期限 令和3年11月～令和3年12月に繰越事由が発生した場合	令和3(2021)年12月24日(金)～令和4(2022)年1月21日(金) (※2)
第3回期限 (最終) 令和4年1月以降に繰越事由が発生した場合	令和4(2022)年1月22日(土)～令和4(2022)年2月10日(木) 【厳守】(※2・※3)
備考	※詳細は、「2 申請手続」参照。

- ※1 繰越事由発生時期に応じて3回に分けて受け付けます。
- ※2 第3回送信期間終了間際に書類の不備が多いため送信されると、修正に時間がかかり、申請手続きが間に合わないことも予想されるため、可能な限り早期に日本学術振興会への相談、申請書類データの送信をお願いします。
- ※3 送信の最終期限以降、令和4(2022)年3月1日(火)までの間に新たに繰越事由が発生して繰り越しを希望する場合は、事由の発生後速やかに「4 問い合わせ・提出先」までご連絡ください。

### 4 問い合わせ・提出先

〒102-0083

東京都千代田区麹町 5-3-1

独立行政法人日本学術振興会研究助成第一課研究助成第二係

電話：03-3263-2148, 1870, 0164, 2146, 2158

E-mail: kurikoshi1@jsps.go.jp (第1回申請用)

kurikoshi2@jsps.go.jp (第2回申請用)

kurikoshi3@jsps.go.jp (第3回申請用)

## 5 様式C-26 記載事項チェックシート

作成した様式C-26の記載事項について、本シートで十分確認してから日本学術振興会へ提出してください。

観点	チェックポイント	
繰越事由に合致している	1. 繰越事由の発生した時期が交付決定日(変更交付決定している場合は最も遅い変更交付決定日)よりも後の年月か ※当初交付決定日～変更交付決定日の間に繰越事由が発生している場合は欄外①～③を確認	はい いいえ
	1. について「いいえ」の場合 同月の場合：交付決定後に起こっているか確認してください 交付決定前の場合：繰越申請することはできません	
課題情報が正しい	2. 繰越(翌債)承認要求額は、令和3(2021)年度補助金未使用額以下の金額であるか	はい いいえ
	2. について「いいえ」の場合 令和3(2021)年度補助金の未使用額を超えた繰越申請はできません	
体裁が整っている	3. 繰越事由に関係ない記載が無い (例：研究の背景、翌年度以降の研究計画、個人情報など)	はい いいえ
	4. 句読点は全角「、」「。」を用いている	はい いいえ
	5. 文頭・文中に余分なスペースが無い	はい いいえ
	3.～5. について「いいえ」の場合 体裁を整えてください。	

※当初交付決定日～変更交付決定日の間に繰越事由が発生している場合のチェックポイント

- ① 繰越が、追加配分を行った部分以外の計画であると明確に言うことができ、
- ② 当初の交付決定時には予想し得なかったやむを得ない事由で、
- ③ 追加配分の時点で、研究計画の変更・見直しを行った場合でも、研究計画の達成が困難であったと(＝繰越額を追加配分が必要となるに充当しなかったことに)合理的な説明ができる



## IV (参考) 申請後の手続について

本申請後の手続の概要は以下の通りです。詳細については日本学術振興会からそれぞれ通知等でご案内します。

- **翌年度に使用する補助金の返納(※)**

繰越承認要求額について、本申請後に、補助事業者から日本学術振興会に返納いただきます。返納方法等については日本学術振興会から送付する返納通知をご確認ください。

- **(繰越しが承認された場合) 繰越承認要求額の支払請求(※)、実績報告書(2)の提出**

繰越しが承認された後に、補助事業者から日本学術振興会に繰越承認要求額の支払請求書を提出していただき、日本学術振興会から補助事業者に繰越承認要求額を送金します。また、実績報告書(2)を補助事業者から日本学術振興会に提出していただきます。支払請求書や実績報告書(2)の様式等については繰越承認通知とあわせてご案内します。

※ 研究成果公開促進費(学術図書)の課題で繰越申請した場合は、補助金の返納及び支払請求は不要です(刊行後に提出いただく実績報告書に基づき(繰り越した)補助金を送金します)。